

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（報酬）

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 1,200,000 円

副 議 長 月額 1,060,000 円

議 員 月額 970,000 円

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

説 明

市会議員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

（参 照）

傍線は削除

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抄）

（報酬）

第2条 報酬は、次のとおりとする。

議 長 月額 1,200,000 円

副 議 長 月額 1,060,000 円

常任委員長 月額 1,010,000 円

副委員長 月額 990,000 円

議 員 月額 970,000 円